

## 週休 2 日適用工事実施要領の運用について

営繕課が発注する工事における令和 6 年 5 月 1 日から適用する「週休 2 日適用工事実施要領」の運用に当たっての考え方は次のとおりとする。

### 1. 対象工事

令和 6 年 6 月 26 日以降に公告するすべての工事（土木の積算基準による工事を除く。）を対象とする。

ただし、工事内容、現場条件等適切に判断して適用できない明確な理由がある工事は対象外とすることができる。

### 2. 積算方法

予定価格の算定については、月単位の週休 2 日の補正係数を乗じて算定する。

対象期間における現場閉所の達成状況を確認し、月単位の 4 週 8 休以上に満たない場合は補正係数を通期の補正係数に変更し、通期の 4 週 8 休に満たない場合は、補正係数を除し減額変更を行うものとする。

なお、詳細は令和 6 年 3 月 22 日付け国会契第 37 号、国営管第 589 号、国営計第 171 号、国営建技第 13 号による「営繕工事における週休 2 日促進工事実施要領」の受注者希望方式の積算方法による。

### 3. 特記仕様書への記載方法

#### ① 対象とする場合

第〇条 本工事は週休 2 日適用工事とし、4 週 8 休を見込んでいる。取り扱いについては、令和 6 年 5 月 1 日から適用する「週休 2 日適用工事実施要領」による。

また、予定価格の算定については、月単位の週休 2 日の補正係数を乗じて算定する。

対象期間における現場閉所の達成状況を確認し、月単位の 4 週 8 休以上に満たない場合は補正係数を通期の補正係数に変更し、通期の 4 週 8 休に満たない場合は、補正係数を除し減額変更を行うものとする。

なお、詳細は令和 6 年 3 月 22 日付け国会契第 37 号、国営管第 589 号、国営計第 171 号、国営建技第 13 号による「営繕工事における週休 2 日促進工事実施要領」の受注者希望方式の積算方法による。

② 対象としない場合

第〇条 本工事は下記の理由により週休2日適用工事としない。ただし、令和6年5月1日から適用する「週休2日適用工事実施要領」第2第2項による協議により週休2日を実施する旨の施工計画書が提出された場合は、履行状況に応じて設計変更の対象とする。

4. 工事成績評定

① 総合評点への加点は次の項目による。

<一次評定者> (レ点1箇所)

2. 施工状況 II. 工程管理

休日・代休の確保を行っている。

<二次評定者> (レ点2箇所)

2. 施工状況 II. 工程管理

配置技術者（代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。

その他

理由欄に「施工計画に定めた休日の予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取り組みを実施した」と記載

② 月単位の週休2日を達成した工事への加点（①に加え、次の項目を評価）

<一次評価者>

5. 創意工夫 I. 創意工夫 施工関係

その他

理由欄に「月単位の週休2日を達成したため」と記載

③ 総合評定の減点については次の項目による。

<二次評定者>

考查項目 7. 法令遵守等 その他 3点減点

理由欄に「週休2日未達成のため」と記載